



支援団体活動レポート

会員親睦ボウリング大会を開催

8月23日(金)、秋田市のブルックリンストライクにおいて、秋田県中小企業団体事務局協議会(佐藤弘幸会長)が主催する「ボウリング大会(交流親睦事業)」が開催されました。このボウリング大会は会員同士の交流・連携を深め、加入促進を図ることを目的に開催しており今年で



[ボウリング大会参加者の皆さん]

～秋田県中小企業団体事務局協議会～

7回目となります。組合事務局等から12名が参加し、4チームに分かれ白熱したゲームを繰り広げられました。その後、手づくり料理一楽土に会場を移して行われた表彰式には16名が参加し、成績発表、懇親会は大いに盛り上がりました。

【大会成績】 (敬称略)

(個人優勝)

秋田県バス事業協同組合 明石 昌子

(団体優勝)

秋田県バス事業協同組合 明石 昌子

あきた不動産事業協同組合 大田久美子

商工組合中央金庫秋田支店 三浦 遼海

インフォメーション

攻めのサービス産業等応援事業の追加募集について (秋田県産業労働部商業貿易課)

「攻めのサービス産業等応援事業」では、更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやIoT等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

1 補助対象者

県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上の事業実績がある中小企業者

※一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23684>

2 補助対象事業

製造業以外の事業であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 新商品・サービスの開発、生産、販売
- (2) サービスの提供までのプロセス改善等による生産性向上

(3) 新分野進出

※新分野進出とは、産業分類の細分類を超えて行う取組のことです。

※補助金の交付決定後(12月中旬以降)に実施する取組が対象です。

3 補助対象経費

上記補助対象事業の実施に係る経費を補助します。

(新商品・サービスの開発等に要する試作費、設備導入費、広告宣伝費等)

※経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もありますので、詳しくはご相談ください。

4 補助率・補助金の額

補助率：1/3以内

(小規模企業者・ベンチャー企業は1/2以内)

限度額：500万円

※ただし、今年度(交付決定日から令和2年3月31日まで)実施する事業に対する補助金の上限額は次のとおりです。

① 中小企業者 170万円

② 小規模企業者・ベンチャー企業 350万円

※小規模企業者とは、商業・サービス業を営んでいる場合は従業員5人以下、その他の場合は従業員が20人以下の企業です。

5 事業期間

補助交付決定から12ヶ月以内

6 募集期間

令和元年9月17日(火)～10月25日(金)

※締切日 午後5時必着

7 審査について

書類審査のほか、応募者によるプレゼンテーションにより審査を行います。

8 その他

・制度の詳細や応募書類等については、ダウンロードファイルをご確認ください。

・応募にあたっては、事前に相談していただくようお願いします。

[お申込み・問い合わせ先]

秋田県産業労働部 商業貿易課

電話：018-860-2244

働き方改革関連法セミナーのご案内 (秋田労働局)

働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制(大企業)や年次有給休暇の確実な取得など改正労働基準法が本年4月1日から順次施行されております。

また、来年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業に適用されるほか、「パートタイム・有期雇用労働法」の施行に伴い、正社員と非正規社員の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます(中小企業に対する適用は令和3年4月1日)。

秋田労働局では働き方改革を円滑に実現するため、広く県内の事業主の方々に「パートタイム・有期雇用労働法」などを知っていただく、「働き方改革関連セミナー」を本年9月及び10月に開催します。

開催場所については、右記のとおりとなっておりますので、是非ご参加ください。

なお、開催時刻については、各会場いずれも13:30からとなっております。

開催日・場所

- ① 9月 4日(水)能代市文化会館
- ② 9月10日(火)大仙市大曲交流センター
- ③ 9月19日(木)秋田テルサ
- ④ 9月20日(金)湯沢文化会館
- ⑤ 9月24日(火)西目公民館
- ⑥ 9月27日(金)秋田県北部老人福祉総合エリア
- ⑦ 10月 2日(水)能代市文化会館
- ⑧ 10月 8日(火)平鹿生涯学習センター
- ⑨ 10月16日(水)秋田テルサ
- ⑩ 10月23日(水)にかほ市総合福祉交流センター
- ⑪ 10月25日(金)角館交流センター
- ⑫ 10月28日(月)北秋田市交流センター

[お申込み・お問い合わせ先]

秋田労働局雇用環境・均等室

電話：018-862-6684

～女性活躍推進法が改正されました～ 一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公開が変わります (秋田労働局)

※改正法は令和元年6月5日公布

事業主の皆さまにおかれましては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

施行：公布後3年以内の政令で定める日
一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))を創設します

施行：公布後1年以内の政令で定める日
女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設します。なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組

1 一般事業主行動計画の策定・届出

〈ステップ1〉自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

〈ステップ2〉一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

〈ステップ3〉一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨と都道府県労働局に届け出てください。

〈ステップ4〉取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2 女性の活躍に関する情報公開

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

[お問い合わせ先] 秋田労働局雇用環境・均等室 電話：018-862-6684